

2018年7月31日
東海旅客鉄道株式会社

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】
（平成26年8月）」に基づく中間報告書（その1）」の送付及び縦覧について

当社は、環境影響評価書に基づき2017年度までに実施した事後調査の結果、環境保全措置の実施状況等について、山梨県環境影響評価条例の定めにより中間報告書を作成いたしました。本日、中間報告書を山梨県知事及び関係市町の長へ送付するとともに、以下のとおり縦覧しますので、お知らせいたします。

1. 送付した資料及び送付先

・送付した資料

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成26年8月）」に基づく中間報告書（その1）

・送付先

山梨県知事、甲府市長、都留市長、大月市長、南アルプス市長、笛吹市長、上野原市長、中央市長、早川町長、富士川町長、昭和町長

2. 縦覧期間・場所・時間

- ・2018年8月1日（水）から2018年8月31日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- ・縦覧場所・時間は別紙1の通り

3. お問い合わせ先

・東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（山梨）

〒400-0863 山梨県甲府市南口町1番38号 TEL 055-236-7051

（土曜日、日曜日及び祝日を除く平日、午前9時から午後5時まで）

※報道関係者の方は、当社広報部にお問い合わせください。

4. その他

- ・資料については、当社のHPに掲載します。
- ・山梨県環境影響評価条例の定めにより、中間報告書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、当社へ意見書を提出することができます。意見書の記載事項・提出期限・提出先は別紙2の通りです。

・縦覧場所・時間

縦覧場所	住所	縦覧時間
山梨県県民情報センター	甲府市丸の内 1-6-1	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
甲府市役所本庁舎企画部リニア交通室	甲府市丸の内 1-18-1	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
甲府市役所大里窓口センター	甲府市大里町 3805-1	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
甲府市役所中道窓口センター	甲府市下曾根町 1070-3	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
都留市役所総務部企画課	都留市上谷 1-1-1	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
大月市役所市民生活部市民課	大月市大月 2-6-20	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
南アルプス市役所総合政策部交通政策室	南アルプス市小笠原 376	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
南アルプス市役所八田窓口サービスセンター	南アルプス市榎原 800	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
南アルプス市役所白根窓口サービスセンター	南アルプス市飯野 2806-1	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
南アルプス市役所芦安窓口サービスセンター	南アルプス市芦安芦倉 516	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
南アルプス市役所若草窓口サービスセンター	南アルプス市寺部 725-1	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
南アルプス市役所甲西窓口サービスセンター	南アルプス市鮎沢 1212	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
笛吹市役所境川支所	笛吹市境川町藤垜 2588	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

・ 縦覧場所 ・ 時間

縦覧場所	住所	縦覧時間
上野原市役所市民部生活環境課	上野原市上野原 3832	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
上野原市役所秋山支所	上野原市秋山 7131	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
上野原市役所大目出張所	上野原市大野 1261	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
上野原市役所甲東出張所	上野原市野田尻 334-1	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
上野原市役所巖出張所	上野原市四方津 940-2	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
上野原市役所大鶴出張所	上野原市大倉 31-1	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
上野原市役所島田出張所	上野原市鶴島 2638-2	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
上野原市役所桐原出張所	上野原市桐原 2367-9	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
上野原市役所西原出張所	上野原市西原 3947	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
中央市役所田富庁舎リニア交通政策課	中央市臼井阿原 301-1	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
中央市役所玉穂庁舎環境課	中央市成島 2266	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
中央市役所豊富庁舎豊富窓口課	中央市大鳥居 3866	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
早川町役場	南巨摩郡早川町高住 758	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
富士川町役場本庁舎財務課	南巨摩郡富士川町天神中條 1134	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
富士川町役場鰻沢サービスセンター	南巨摩郡富士川町鰻沢 1639-1	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
昭和町役場環境経済課	中巨摩郡昭和町押越 542-2	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（山梨）	甲府市南口町 1-38	午前 9 時から午後 5 時まで

山梨県環境影響評価条例の定めにより、中間報告書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、当社へ意見書を提出することができます。

◆意見書の記載事項

- ・ 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 提出の対象である中間報告書の名称
- ・ 中間報告書についての環境の保全の見地からのご意見
※日本語により、意見の理由を含めて記載してください

◆意見書の提出期限

- ・ 2018年9月14日（金）必着

◆意見書の提出先

- ・ 郵送又は直接お持ちになる場合
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（山梨）
〒400-0863 山梨県甲府市南口町1番38号 TEL 055-236-7051
（土曜日、日曜日及び祝日を除く平日、午前9時から午後5時まで）
- ・ 電子メールの場合（記載事項は、メール本文に記載してください）
yamanashi.chukanhoukoku@jr-central.co.jp

◆留意事項

- ・ ご意見は、環境の保全の見地からのご意見に限らせていただきます。
- ・ ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 意見書へご記入いただいた個人情報、事業の実施中及び実施後における環境影響評価手続きの目的以外に利用することはありません。